

## 2004(平成16)年度 基本事業目的評価表

**基本事業名** 11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

**評価者** 健康福祉部こども家庭室 室長 成松 英範  
059-224-2271

**政策・事業体系上の位置づけ**

政策：一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現

施策：112 男女共同参画社会の実現

施策の数値目標：男女共同参画意識普及度

**基本事業の目的**

【誰、何が(対象)】

配偶者等から暴力を受けている人が

【抱える課題やニーズは】

被害についての相談、身の安全の確保や自立支援を求めている。

という状態を

【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】

身近なところでDV(夫や恋人等からの暴力)に対する相談や支援を受けている

という状態にします。

【その結果、どのような成果を実現したいのか(結果=施策の目的)】

県民一人ひとりが性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している

## 基本事業に関する各種データ

2004年度 基本事業に関する実績データ一覧	
基本事業の数値目標達成状況	必要概算コスト対前年度
達成	減少

### 基本事業目標項目及びコスト

		2003	2004	2005	2006
DV防止市町村ネットワーク設置率 (%) [目標指標]	目標		10	40	100
	実績	2.9	13.6		
必要概算コスト(千円)		174,182	165,352	175,691	0
予算額等(千円)		122,691	120,531	130,542	
概算人件費(千円)		51,491	44,821	45,149	0
所要時間(時間)	所要時間合計(時間)	12,173	10,932	11,012	0
	所管所属分(時間)	1,831	3,008	3,088	
	関係機関分(時間)	10,342	7,924	7,924	
人件費単価(千円/時間)		4.23	4.10	4.10	
必要概算コスト対前年度(千円)			-8,830	10,339	-175,691

### 数値目標に関する説明・留意事項

DVの防止に関し、初期相談の実施や周知・啓発などに市町村や関係機関が一体となって地域ぐるみで取り組む「DV防止市町村ネットワーク」の設置市町村の割合。2005年度については、2006年度の目標を踏まえ、児童虐待との関係にも留意しつつ、市町村に対して適切に支援していきます。

## 基本事業の評価

### 2004年度を振り返っての評価

【これまでの取組と成果、成果を得られた要因と考えられること】

2002年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターと位置付け、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談・支援を行いました。

配偶者からの暴力の防止等に関係する機関が情報や意見の交換を行う「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、連携をはかりながら被害者の保護や支援を行いました。

- 地域DV防止会議を9保健福祉部全てに設置し、周知・啓発と地域での取組を進めました。

【前年度に残った課題、その要因と考えられること】

- 改正DV防止法の施行及び国の基本方針を踏まえ、県内のDV防止計画を策定する。
- 通報制度や配偶者暴力相談支援センターにおける支援制度を周知し、相談や被害者保護を適正に実施する。
- そのこととともに、DV被害そのものを防止するため、性に基づく差別や暴力のない社会の実現に向け、教育・啓発が必要です。

他の施策等への貢献（総合行政の視点等）

- DV防止法の周知と取り組み強化のため、生活部、警察、市町村等と連携します。

### 基本事業の展開

2005年度 施策から見たこの基本事業の取組方向

注力	総括室長の方針・指示	見直しの方向
↑	DV防止基本計画の策定にあたり、県各部所や市町村との調整を十分に行い、相談・保護・自立支援等の体制を確実に整備していくこと。	抜本的に改革

評価結果を踏まえた2005年度の取組方向

- 県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）、男女共同参画センター、県警察本部、福祉事務所等が連携を図り相談業務を充実するとともに、DV防止法の周知に努めます。
- DV被害そのものを防止するため、性に基づく差別や暴力のない社会の実現にむけ、関係機関等と連携を深め啓発に努めていきます。
- 地域のDV防止会議において事例検討を通じて専門性を高め、より適切な対応を進めます。
- 市町村での取組強化により、早期発見や適切な助言が行えるよう市町村職員、NPO等を対象に活動者の養成を行うとともにDV防止市町村ネットワーク設置を進めます。
- DV被害には児童虐待を伴うものが多く見られることから、児童相談所との連携を行います。

2005年度 構成する事務事業間の戦略（注力、見直しの方向）（要求額：千円、所要時間：時間）

事務事業	要求額	対前年	所要時間	対前年	注力	見直しの方向	貢献度合	効果発現時期
	事業概要				室長の方針・指示			
A 女性相談事業費	99,861	3,726	2,235	0	↑	改善する	直接的	即効性
	要保護女子やドメスティック・バイオレンスの被害者等宿所のない女性を一時的に保護し身の安全をはかるとともに、自立のための支援等を行う。				計画の策定にあわせ、県内のDV防止体制について総合的に検討を深めること			
B DV相談員等配置事業	23,575	3,506	3,788	0	↑	改善する	直接的	即効性
	女性の悩みや不安に関する相談に応じたり、配偶者からの暴力被害者に対して助言・支援、心的ケアを行うための職員「婦人相談員」や「心理療法担当職員」を配置する。				計画の策定にあわせ、県内のDV防止体制について総合的に検討を深めること			

11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

C DV相談支援体制強化事業	2,338	597	2,887	0		改善する	間接的	即効性
	配偶者からの暴力を防止し被害者を保護し、自立を支援していくため、関係機関による連携強化、周知・啓発等を行う。				計画の策定にあわせ、県内のDV防止体制について総合的に検討を深めること			
D (重)地域住民や市町村によるDV防止取組支援事業	2,205	1,314	1,222	0		現状維持	間接的	即効性
	DV(配偶者等からの暴力)は被害者の多くが女性であり、個人の尊厳を害するものであるとともに、男女共同参画社会実現の妨げとなっていることから、防止に向けた活動や相談・支援などの取組を行う必要がある。このうち、初期的な相談や助言、早期発見・通告などは被害者に身近な地元関係者や市町村において行われることが効果的であるため、こうした支援者を養成するためのセミナーを開催し、地域におけるDV防止の取組促進に向けた支援を行う。				引き続き、支援の輪を広げていくこと			
E DV防止総合推進事業	1,954	259	880	80		改善する	間接的	即効性
	夫婦など親しい間柄の暴力も犯罪であるという認識を深めるとともに、改正DV防止法の趣旨の徹底を図るため、セミナーを開催する。また、被害の未然防止や軽減に向けた気づきや自立につながる講座等を実施する。				セミナーの内容について見直しを行うこと			
F UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり展開事業(再掲)	6,162	-77,826	2,000	-1,830		現状維持	間接的	中期的
	ユニバーサルデザインのまちづくりのイメージリーダーとして率先して総合行政を定着させるとともに、市町村をはじめ地域が主体的にまちづくりに取り組む環境づくりを支援します。				市町村や民間団体等との協働で展開していくこと。			
G 母子保健衛生費補助金(再掲)	4,771	237	0	-1,099		抜本的に改革	間接的	中期的
	乳幼児健康診査等を平日に受けることが困難な家庭に対して、休日に実施する市町村に対して補助を行う。 乳幼児健康診査において育児支援強化事業を実施する市町村に対して補助を行う。				財源について現在の補助制度から県を通さず国から直接市町村に交付される制度に変更されることから、推進方策について幅広く検討すること			
H 周産期医療システム構築事業(再掲)	14,410	-14	2,000	0		現状維持	直接的	即効性
	地域において妊娠、出産から乳幼児にいたる、高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備をはかり、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進する。				引き続き、ネットワークの適切な運用を図ること			
I 健やか親子支援事業(再掲)	4,505	721	8,712	1,712		改善する	直接的	中期的
	「健やか親子21」の課題である 妊娠出産の安全性と快適さの確保や不妊への支援等 子どものこころとからだの健やかな発達 安心できる小児保健医療体制の整備 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進等の諸問題について協議し、県民運動として取り組む。				平成18年度の計画の見直しに向けて、検討を深めること			
J 不妊相談・治療支援事業(再掲)	30,122	10	1,413	-500		改善する	直接的	即効性
	不妊に関する悩み等に対応するため、検査や治療、医療機関の情報提供やカウンセリング等を行うための相談窓口の設置に向けて取り組む。				不妊に関する支援の充実について幅広く検討すること			
K 県民健康づくり協	11,361	-22,134	8,485	-491		抜本的に改革	間接的	中期的

11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

動事業（再掲）	三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、全ての県民が幸福感を持ち、暮らせることを目指し、そのための環境を整備する。	平成17年度はヘルシーピープルみえ・21推進事業及び地域健康づくり事業として事業展開していくこと。
L 地域リハビリテーション推進事業（再掲）	5,336      -491      1,100      -100	改善する      間接的      中期的
	保健・医療・福祉の関係者と連携を図り、高齢者や家族に対し、寝たきり予防並びに地域で充実した生活を送るための支援体制の整備を図る。	16年度の結果をもとに改善を加え、17年度も引き続き調査と介護職員に対する研修などを行い、支援体制の整備を進めること。
M こころのネットワークづくり事業（再掲）	7,222      872      16,152      -10	現状維持      間接的      中期的
	社会問題となっているこころの健康について、身近でこころの健康づくりをサポートできる人を養成し、学校、職域等との連携を強化することによって、こころの危機に対するサポートネットワークを構築する。	引き続いてリスナーの養成を進めていくこと。
N DV関係機関連携強化事業費	609      -      0      0	改善する      間接的      即効性
	DV相談や一時保護数が増加していること、またDV防止法が改正されることに伴い、関係機関との連携がより一層重要となってくるため、関係機関との連携・協力を強化していくための研修会を実施する。	多くの主体がDVについて理解し、適切に対応できるよう、研修会の内容を工夫すること
O 母子及び寡婦福祉資金貸付金（再掲）	204,028      -25,300      2,182      0	改善する      直接的      即効性
	母子家庭の母等の経済的自立の助成と生活の安定のため、および扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける。	母子家庭の自立促進策として、効果的な事業展開を図ること
P 母子自立支援員設置事業費（再掲）	20,118      -619      1,748      0	改善する      直接的      即効性
	母子家庭および寡婦の身上相談に応じ、必要な指導を行う母子自立支援員を設置する。	相談の質の向上に努めること
Q 母子福祉協力員活動費（再掲）	3,463      903      1,120      0	改善する      直接的      即効性
	母子家庭および寡婦の福祉に関する実情の把握を行い、各種の相談に応じる。	母子家庭の自立促進策として、効果的な事業展開を図ること
R 母子福祉センター運営委託事業費（再掲）	9,947      1,134      150      0	改善する      直接的      即効性
	母子家庭および寡婦の自立促進をはかるため、母子福祉センターの運営を三重県母子寡婦福祉連合会に委託して行う。	母子家庭の自立促進策として、効果的な事業展開を図ること

2004年度をもって休廃止した事務事業（休止中含む）

種別	事務事業名	理由	2004年度 予算額等（千円）	2004年度 所要時間（時間）